

様式第2号の1-①【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の1-②を用いること。

学校名	女子栄養大学
設置者名	学校法人香川栄養学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

学部名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数				省令で定める基準単位数	配 置 困 難	
			全学共通科目	学部等共通科目	専門科目	合計			
栄養学部	実践栄養学科	夜・通信	4		46	50	13		
	保健栄養学科 栄養イノベーション専攻	夜・通信			1	51.5	13		
	保健栄養学科 栄養科学専攻	夜・通信			46.5				
	保健栄養学科 保健養護専攻	夜・通信			36	40	13		
	食文化栄養学科	夜・通信			27	31	13		
(備考)									

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

大学HP WEBシラバスで公表 https://cpweb.eiyo.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx で検索条件設定で講義コード（実践栄養学科：a 栄養イノベーション専攻/栄養科学専攻：e、保健養護専攻：f、食文化栄養学科：d）を、キーワードに「実務経験」を入力し、絞込み検索する。
--

3. 要件を満たすことが困難である学部等

学部等名 (困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	女子栄養大学
設置者名	学校法人香川栄養学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

学園HPで公表
<https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容や期待する役割
非常勤	元株式会社代表取締社長	令和6年6月1日～令和7年度定期評議員会	企業経営者の観点よりの助言
非常勤	学校法人理事長 私立大学学長	令和5年6月1日～令和7年度定期評議員会	学識経験者の立場よりの助言

(備考) 私立学校法改正に伴う寄附行為変更に伴い定期評議員会終結時で任期満了。

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	女子栄養大学
設置者名	学校法人香川栄養学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。

(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)

シラバスを作成するための「シラバス作成要領」を作成し、授業担当教員に配付。

記載項目として「授業の達成目標(ディプロマ・ポリシーとの関連を必ず記載)」「授業の概要」「授業形式」「関連科目」「履修上の注意事項」「事前・事後学修の内容」「成績評価の方法」「定期試験準備」「教科書・参考書・教材・参考HP」「授業計画」「課題に対するフィードバック」等について作成要領に従って授業担当教員に入力(11月下旬～1月上旬)を依頼。

担当教員が入力した後、担当教員が入力したシラバスの内容について、複数教員がチェック(1月中旬～2月中旬)を行い、修正が必要な科目について、修正期間(1月下旬～2月下旬)に担当教員に修正を依頼。修正後、2月下旬までに再チェックを行い、3月下旬に大学のHPに公開。

授業計画書の公表方法 大学HP WEB シラバスで公表
https://cpweb.eiyo.ac.jp/public/web/Syllabus/WebSyllabusKensaku/UI/WSL_SyllabusKensaku.aspx

2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。

(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)

シラバスに記載された成績評価の方法・基準の通り、各授業科目の学修成果の評価を行い、これに基づき、単位の認定を行っている。

3. 成績評価において、G P A等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取組の概要)

成績評価の基準は100点法により、60点以上を合格とし、学業成績をはかる基準としてG P Aを導入している。

評価された成績のG P配点は、S : 90点以上(4点)、A : 89点～80点(3点)、B : 79点～70点(2点)、C : 69点～60点(1点)、D : 59点以下(0点)、欠 : 試験欠席(0点)となっている。

G P Aの計算方法は、 $(S \text{ の修得単位数} \times 4) + (A \text{ の修得単位数} \times 3) + (B \text{ の修得単位数} \times 2) + (C \text{ の修得単位数} \times 1) + (D \cdot \text{欠の単位数} \times 0) \div \text{評価 S \cdot A \cdot B \cdot C \cdot D \cdot 欠の科目の単位数合計}$ 。

上記内容については、「履修の手引」に掲載し、ガイダンス時に学生に配布及び周知。また、学科専攻ごとに成績の分布状況を把握しており、「客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料」は、添付資料の通りである。

客観的な指標の
算出方法の公表方法

「履修の手引」に掲載（入手方法：担当部署に請求）

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取組の概要)

【栄養学部のディプロマ・ポリシー】

女子栄養大学の建学の精神は「食により人間の健康の維持・改善を図る」ことであり、教育研究上の目的を「食を通して疾病を予防し、人々の健康を保持・増進することに貢献できる専門家を養成」することとしている。栄養学を基礎として、以下に挙げる具体的な能力を身につけ、4年以上在籍し、所定の単位を修得した学生に卒業を認定するとともに、学士（栄養学）の学位を授与する。

(知識・理解)

1. 人間・社会・自然の多様性を広く知り、理解し、自らの専門分野の意義と位置づけを説明できる
2. 栄養学を基礎として食と健康に関する専門的な知識をしっかりと身につけている
- (汎用的能力と専門的技術・実践力)
3. 食と健康に関する課題を、論理的思考に基づき把握・分析し、有効な解決策を講ずることができる
4. 栄養学に基づき食と健康の専門家として、関係職種や組織との円滑に連携できるコミュニケーション力、調整力がある

(倫理観・使命感・社会的責任)

5. 豊かな人間性と高い倫理観を持ち、社会的に責任ある行動ができる
6. 人々の健康の維持・増進のために、自らの果たすべき役割を理解し、リーダーシップを発揮できる
- (総合力と生涯学習力)
7. これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用する力がある
8. 生涯に渡り新しい知識・技術を学び続ける意欲をもち、食と健康に関わる社会的課題の変化に応える力をもっている

【卒業の要件】

卒業するためには4年以上在学し、必修単位を含めて合計124単位以上を修得しなければならない。2024年度入学生までは、基礎・教養科目は、人文科学、社会科学、自然科学の各分野および外国語から各6単位以上修得し、合計24単位以上修得することとなっている。2025年度入学生からは、基礎・教養科目は、人文科学、社会科学、自然科学の各分野から各2単位以上、計8単位以上修得し、外国語から4単位以上修得し、合計12単位以上修得することとなっている。この他、各学科・専攻に、専門基礎科目及び専門科目を置き、必修単位を定めている。

なお、その詳細については、「履修の手引」に掲載し、学生に周知。

【卒業判定】

4年以上在学し所定の課程を修め、所定の単位を修得したことを確認し、教授会の議を経て学長が学士（栄養学）の学位を授与する。

卒業の認定に関する方針の公表方法	学園HPで公表 https://www.eiyo.ac.jp/daigaku/information/policies.html#diploma 「履修の手引」に掲載（入手方法：担当部署に請求）
------------------	--

様式第2号の4-①【(4)財務・経営情報の公表(大学・短期大学・高等専門学校)】

※大学・短期大学・高等専門学校は、この様式を用いること。専門学校は、様式第2号の4-②を用いること。

学校名	女子栄養大学
設置者名	学校法人香川栄養学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	学園HPにて公開、及び備付 https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/
収支計算書又は損益計算書	学園HPにて公開、及び備付 https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/
財産目録	学園HPにて公開、及び備付 https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/
事業報告書	学園HPにて公開、及び備付 https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/
監事による監査報告（書）	学園HPにて公開、及び備付 https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/zaimu-past/

2. 事業計画（任意記載事項）

単年度計画（名称：事業計画 対象年度：令和7（2025）年度）
公表方法： https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/
中長期計画（名称：第二期中期計画 対象年度：2021～2025年度）
公表方法：

3. 教育活動に係る情報

（1）自己点検・評価の結果

公表方法：学園HPで公表 https://www.eiyo.ac.jp/about/overview/jihee/

（2）認証評価の結果（任意記載事項）

公表方法：公表方法：学園HPで公表 https://www.eiyo.ac.jp/about/overview/jihee/
--

(3) 学校教育法施行規則第172条の2第1項に掲げる情報の概要

①教育研究上の目的、卒業又は修了の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針、入学者の受入れに関する方針の概要

学部等名 教育研究上の目的（公表方法：学園HPで公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/08/kyoikukenkyujonomokuteki2024.pdf ） (概要) 第3条 女子栄養大学の学部、学科及び専攻の目的は、次の通りとする。 1 栄養学部 建学の精神にある「食により人間の健康の維持・改善を図ること」を教育理念として、栄養と心身の健康、食をめぐる社会や産業、食や健康増進の取り組みなどに関して深く教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を養うことによって、食を通して疾病を予防し、人々の健康を保持増進し、健康で豊かな食生活を作り上げることに貢献できる有用な専門家を育成することを目的とする。これをもって、わが国並びに世界の文化の高揚と社会の発展に寄与する。 ①実践栄養学科 人、社会・環境、食べ物とのかかわりを基盤に栄養学を教授研究し、人々の生活の中でそれらを統合し生かすために「料理・食事」として展開できる実践栄養学の技能を養う。これにより、多様な個人や集団に対して食を通じて健康の維持・増進、疾病の予防・治療に貢献できる専門職としての管理栄養士、栄養教諭の養成を目的とする。 ②保健栄養学科 栄養科学専攻 栄養学を基礎として、臨床検査学、家庭科教育、運動の科学、あるいは食の科学に関する専門的な知識と技術を教授研究し、それらを連携して応用できる実践力をそなえ、健康で幸福な人間・社会をめざして高い倫理観と市民性をもって行動する人間を育てる。これにより、現代社会の様々な場面やライフステージで「食による健康の維持・改善」を図ることができる「栄養士資格を有する専門家」を養成し社会的に寄与することを目的とする。 ③保健栄養学科 保健養護専攻 栄養学を基礎として、子どもの健全な発育発達と健康の保持増進に関する専門的な知識技能を教授研究し、知的・道徳的・応用的能力を養うことによって、子どもを愛し尊重する豊かな人間性と高い倫理観を備え、常に時代の要請に応える実践的で専門性の高い養護・保健・看護を担う教育者を養成することを目的とする。 ④食文化栄養学科 食文化と栄養への深い理解と幅広い知識、専門家として必要な調理理論・調理技術の修得のもとに、食品開発・メニュー開発・飲食店の企画・運営、食に関する情報発信、食育などに関する専門的な知識技能を体系的に教授研究するとともに、豊かで健康的な食生活の提案・実践を通じて、地域社会や食産業の発展を推進できる食の専門家を養成することを目的とする。
卒業又は修了の認定に関する方針（公表方法：学園HPで公表 ） (概要) 女子栄養大学の建学の精神は「食により人間の健康の維持・改善を図る」ことであり、教育研究上の目的を「食を通して疾病を予防し、人々の健康を保持・増進することに貢献できる専門家を養成」することとしている。栄養学を基礎として、以下に挙げる具体的な能力を身につけ、4年以上在籍し、所定の単位を修得した学生に卒業を認定するとともに、学士（栄養学）の学位を授与する。（知識・理解） 1. 人間・社会・自然の多様性を広く知り、理解し、自らの専門分野の意義と位置づけを説明できる 2. 栄養学を基礎として食と健康に関する専門的な知識をしっかりと身につけている（汎用的能力と専門的技術・実践力）

3. 食と健康に関連する課題を、論理的思考に基づき把握・分析し、有効な解決策を講ずることができる
4. 栄養学に基づき食と健康の専門家として、関係職種や組織との円滑に連携できるコミュニケーション力、調整力がある（倫理観・使命感・社会的責任）
5. 豊かな人間性と高い倫理観を持ち、社会的に責任ある行動ができる
6. 人々の健康の維持・増進のために、自らの果たすべき役割を理解し、リーダーシップを発揮できる（総合力と生涯学習力）
7. これまでに獲得した知識・技能・態度等を総合的に活用する力がある
8. 生涯に渡り新しい知識・技術を学び続ける意欲をもち、食と健康に関わる社会的課題の変化に応える力をもっている

教育課程の編成及び実施に関する方針（公表方法：学園HPで公表

<https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/09/curriculumpolicy2024.pdf>

（概要）

＜教育内容＞

1. 高大接続と広い視野を養う教育科目
 - ① 初年次教育を必修として1年次に配置する
 - ② 基礎的な知識、豊かな人間性と社会性、コミュニケーション能力を身につけるため、基礎・教養科目を、学年に応じて配置する
2. 体系的な深い専門科目的配置
 - ① 本学の建学の精神に基づく食事法を学ぶ科目を、1年次に必修として配置する
 - ② 専門基礎科目と専門科目的楔形配置により、1年次から容易に体系的理解ができるようとする
3. 講義と実習、演習を組み合わせた実践的教育体系
 - ① 講義科目に対応する多くの実習・実験・演習科目を配置し、確実な知識定着と技術習得を促す
 - ② 臨地実習や学外実習を主に3・4年次に配置し、実社会での多様な課題解決能力を身につけさせせる
4. 低学年からのキャリア教育、専門領域を意識づけして深める教育
 - ① 企業連携による1・2年次からのキャリア講座を開設する
 - ② 自治体や各種団体、企業と連携したインターンシップや長期実習を2・3年次に開講する
 - ③ 大学卒業後も見据えて、コースや領域・分野を主体的に選択し、専門性を深める教育体系を設ける
5. 総合化を促す科目的配置
 - ① 卒業研究や総合講座など、学びを総合的に活用する力や生涯学習力を高める科目を、3年後期から4年次にかけて配置する

＜教育方法＞

1. 講義と実習や実験実習との往還や一貫性による、知識・技術の定着化、理論の根拠の理解
2. 実習や演習を課題解決型授業ととらえ、コミュニケーション力、調整力、論理的思考の涵養
3. アクティブラーニング、グループ討議やプレゼンテーションの多用を通した実践型の学び
4. 自治体や企業、諸団体などの連携を活用した社会が求める能力の体験型、課題解決型学習
5. 学生への支援体制（学生サポーター、TA、担任、相談時間（オフィスアワー）の設定等）

＜評価＞

1. 外部委託した学士力調査により、1年次から3年次への成長を把握する

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 2. 2 年次終了時には、学則に定める進級制度により 3 年次への進級の可否を判断する 3. 各学年で必要とされる単位の取得と G P A による評価を行う 4. e ポートフォリオを用いた自己目標の達成や卒業時アンケートで評価する 5. 卒業研究や総合講座等の成績で判断する |
|---|

<p>入学者の受け入れに関する方針（公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/09/admissionpolicy.pdf）</p>
--

(概要)

本学で学び卒業する上で、下記のような人を求めます。このような入学者を適正に選抜する ために、多様な選抜方法を実施します。

1. 将来、栄養学に基づく食を通じて、疾病を予防し人々の健康を保持・増進し、豊かな食を推進したい人
2. 学んだ知識・技術を自らの生活で実践するとともに、リーダーシップをもって、人々のために役立てたいという情熱・意欲のある人
3. 高等学校までの履修内容のうち、「国語」と「英語」等を通じて、聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力の基礎的な内容を身につけている人
4. 高等学校までの履修内容のうち、食や健康についての学びに必要な基礎知識を身につけた 人
5. 課題を分析して解を導く思考力や判断する力や経験がある人
6. 新たな課題に主体的に取り組み、知的好奇心・向上心をもって学ぶ力や自ら学んだ経験がある人
7. 学修に必要な基礎的な知識を身につけるための入学前教育プログラムに最後まで取り組むことができる人

②教育研究上の基本組織に関すること

<p>公表方法：学園 HP で公表 https://kagawa.eiyo.ac.jp/uploads/2024/09/kyoikukenkyujonokihonsoshiki2024%20(2).pdf</p>
--

③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

a. 教員数（本務者）							
学部等の組織の名称	学長・副学長	教授	准教授	講師	助教	助手その他	計
—	4人	—					4人
栄養学部	—	32人	22人	9人	3人	0人	66人
	—	人	人	人	人	人	人

b. 教員数（兼務者）		学長・副学長	学長・副学長以外の教員	計
		0人	180人	180人

各教員の有する学位及び業績 (教員データベース等)	公表方法：大学HPで公表 https://www.eiyo.ac.jp/about/overview/1abandteachers/
------------------------------	---

c. FD（ファカルティ・ディベロップメント）の状況（任意記載事項）	
「女子栄養大学短期大学部FD検討委員会規程」に基づき同委員会が中心となり、FDに関わる企画・運営に当たっている。例年取り上げているテーマは、学生の状況を把握している教務学生課職員とFD検討委員会の教員委員及び研究支援課で教育への反映を図るものを中心に必要なテーマを選んで研修会を年間複数回開催している。	

④入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること

a. 入学者の数、収容定員、在学する学生の数等								
学部等名	入学定員 (a)	入学者数 (b)	b/a	収容定員 (c)	在学生数 (d)	d/c	編入学定員	編入学 者数
栄養学部 実践栄養学科	200人	222人	111.0%	840人	911人	108.5%	20人	16人
栄養学部 保健栄養学科	150人	119人	79.3%	610人	544人	89.2%	5人	1人
栄養学部 食文化栄養学科	87人	47人	54.0%	388人	263人	67.8%	20人	7人
合計	437人	388人	88.8%	1,838人	1,718人	93.5%	45人	24人

(備考)

b. 卒業者数・修了者数、進学者数、就職者数				
学部等名	卒業者数・修了者数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
栄養学部	477人 (100%)	7人 (1.5%)	446人 (93.5%)	24人 (5.0%)
合計	人 (100%)	7人 (1.5%)	446人 (93.5%)	24人 (5.0%)

(主な進学先・就職先) (任意記載事項)

(備考)

c. 修業年限期間内に卒業又は修了する学生の割合、留年者数、中途退学者数（任意記載事項）					
学部等名	入学者数	修業年限期間内 卒業・修了者数	留年者数	中途退学者数	その他
栄養学部 実践栄養学科	219 人 (100%)	200 人 (91.3%)	9 人 (4.1%)	10 人 (4.6%)	0 人 (%)
栄養学部 保健栄養学科	166 人 (100%)	159 人 (95.8%)	1 人 (0.6%)	6 人 (3.6%)	0 人 (%)
栄養学部 食文化栄養学科	74 人 (100%)	67 人 (90.5%)	1 人 (1.4%)	6 人 (8.1%)	0 人 (%)
合計	459 人 (100%)	426 人 (92.8%)	11 人 (2.4%)	22 人 (4.8%)	人 (%)
(備考)					

⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関するこ

（概要）

シラバスに授業担当者が「授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画」について記載している。

⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関するこ

（概要）

シラバスに記載されている成績評価の方法・基準に基づき、各授業科目の学修成績の評価を行い、4年以上在学し、所定の単位を修得したことを確認し、教授会の議を経て学長が学士（栄養学）の学位を授与する。

学部名	学科名	卒業又は修了に必要となる単位数	G P A制度の採用 (任意記載事項)	履修単位の登録上限 (任意記載事項)
栄養学部 (2024 年度入学生 まで)	実践栄養学科	124 単位	有	48 単位
	保健栄養学科 栄養科学専攻	124 単位	有	56 単位
	保健栄養学科 保健養護専攻	124 単位	有	50 単位
	食文化栄養学科	124 単位	有	48 単位
	実践栄養学科	124 单位	有	48 単位
栄養学部 (2025 年度入学 生)	保健栄養学科 栄養ソーシャル専攻	124 単位	有	52 単位
	保健栄養学科 保健養護専攻	124 単位	有	48 単位
	食文化栄養学科	124 単位	有	48 単位
	G P Aの活用状況 (任意記載事項)	公表方法 :		
学生の学修状況に係る参考情報 (任意記載事項)		公表方法 :		

⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

公表方法：学園 HP で公表

<https://www.eiyo.ac.jp/campuslife/campus/sakadocampus/>

⑧授業料、入学金その他の大学等が徴収する費用に関すること

学部名	学科名	授業料 (年間)	入学金	その他	備考（任意記載事項）
栄養学部	実践栄養学科	880,000 円	275,000 円	776,100 円	
	保健栄養学科 栄養リバーサイクル専攻	880,000 円	275,000 円	776,100 円	
	保健栄養学科 保健養護専攻	880,000 円	275,000 円	762,300 円	
	食文化栄養学科	817,000 円	261,000 円	755,800 円	

⑨大学等が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

a. 学生の修学に係る支援に関する取組

（概要）

年度初めに、学年・学科専攻ごとにガイダンスを行い、履修登録に漏れがないよう、履修指導、個別の履修相談を行っている。また、事務系ガイダンスでも履修登録のスケジュールや方法について履修指導を行っている。

b. 進路選択に係る支援に関する取組

（概要）

年間を通じてガイダンス・各種講座等の就職活動支援プログラムを実施している。学生の進路選択の幅が広がるよう、学内で企業・業界研究セミナーを適宜実施し、多くの業界・企業と出会う場を提供している。また、3年次には学生全員と個別面談を行い、希望進路を把握したうえで個別サポートを行っている。

c. 学生の心身の健康等に係る支援に関する取組

（概要）

教員、保健センター、教務課、学生生活課が連携してサポートする体制の充実を図り、必要な学生支援ができるようにする。メンタルヘルスの問題を抱える学生は増加傾向にあり、学生相談室のカウンセラーと連携するとともに、障がいを持つ学生への対応についても進めている。

⑩教育研究活動等の状況についての情報の公表の方法

公表方法：学園 HP で公表 <https://kagawa.eiyo.ac.jp/disclosure/>

備考 この用紙の大きさは、日本産業規格 A4 とする。

(別紙)

※ この別紙は、更新確認申請書を提出する場合に提出すること。

※ 以下に掲げる人数を記載すべき全ての欄（合計欄を含む。）について、該当する人数が1人以上10人以下の場合には、当該欄に「－」を記載すること。該当する人数が0人の場合には、「0人」と記載すること。

学校コード（13桁）	F111310102183
学校名（○○大学等）	女子栄養大学
設置者名（学校法人○○学園等）	学校法人香川栄養学園

1. 前年度の授業料等減免対象者及び給付奨学生の数

		前半期	後半期	年間
支援対象者数 ※括弧内は多子世帯の学生等（内数） ※家計急変による者を除く。		116人（5人）	119人（5人）	129人（7人）
内訳	第I区分	58人	63人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第II区分	34人	32人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第III区分	19人	19人	
	（うち多子世帯）	（0人）	（0人）	
	第IV区分（理工農）	0人	0人	
	第IV区分（多子世帯）	－	－	
区分外（多子世帯）		－	－	
家計急変による 支援対象者（年間）				1人（0人）
合計（年間）				130人（7人）
(備考)				

※ 本表において、多子世帯とは大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）第4条第2項第1号に掲げる授業料等減免対象者をいい、第I区分、第II区分、第III区分、第IV区分（理工農）とは、それぞれ大学等における修学の支援に関する法律施行令（令和元年政令第49号）第2条第1項第2号イ～ニに掲げる区分をいう。

※ 備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

2. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の取消しを受けた者及び給付奨学生認定の取消しを受けた者の数

(1) 偽りその他不正の手段により授業料等減免又は学資支給金の支給を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

年間	0人
----	----

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、学業成績が廃止の区分に該当したことにより認定の取消しを受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
		年間	前半期	後半期
修業年限で卒業又は修了できないことが確定	0人	人	人	人
修得単位数が「廃止」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が廃止の基準に該当)	1人	人	人	人
出席率が「廃止」の基準に該当又は学修意欲が著しく低い状況	0人	人	人	人
「警告」の区分に連続して該当 ※「停止」となった場合を除く。	1人	人	人	人
計	2人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

上記の（2）のうち、学業成績が著しく不良であると認められる者であって、当該学業成績が著しく不良であることについて災害、傷病その他やむを得ない事由があると認められず、遡って認定の効力を失った者の数

右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限る。）		
年間	0人	前半期	人

(3) 退学又は停学（期間の定めのないもの又は3月以上の期間のものに限る。）の処分を受けたことにより認定の取消しを受けた者の数

退学	0人
3月以上の停学	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

3. 前年度に授業料等減免対象者としての認定の効力の停止を受けた者及び給付奨学生認定の効力の停止を受けた者の数

(1) 停学（3月未満の期間のものに限る。）又は訓告の処分を受けたことにより認定の効力の停止を受けた者の数

3月未満の停学	0人
訓告	0人
年間計	0人
(備考)	

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。

(2) 適格認定における学業成績の判定の結果、停止を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り、認定専攻科を含む。）		
		年間	前半期	後半期
G P A等が下位4分の1	5人	人	人	人

4. 適格認定における学業成績の判定の結果、警告を受けた者の数

	右以外の大学等	短期大学（修業年限が2年のものに限り、認定専攻科を含む。）、高等専門学校（認定専攻科を含む。）及び専門学校（修業年限が2年以下のものに限り、認定専攻科を含む。）		
		年間	前半期	後半期
修得単位数が「警告」の基準に該当 (単位制によらない専門学校にあっては、履修科目の単位時間数が警告の基準に該当)	0人	人	人	人
G P A等が下位4分の1	17人	人	人	人
出席率が「警告」の基準に該当又は学修意欲が低い状況	0人	人	人	人
計	17人	人	人	人
(備考)				

※備考欄は、特記事項がある場合に記載すること。